

議案第66号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

重度心身障害者医療費助成金の支給要件等を見直すため、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（助成金の支給）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療を受ける月の属する年の前年（当該月が1月から9月までの間にあつては前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えるときは、当該医療に係る一部負担金等については、助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の規定の例によるものとする。
- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害補償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間の当該対象者に係る医療の一部負担金等における助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

第5条中「対象者」を「者」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、対象者として認定するときは、当該申請をした者を受給資格登録者として登録しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に基づき、対象者として認定しないときは、規則で定めるところにより当該申請をした者に通知するものとする。

第6条第1項中「前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）」を「受給資格登録者に対して助成金の支給を決定したときは、当該受給資格登録者」に改め、同条第2項中「前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定しない」を「受給資格登録者に対して助成金の支給を行わない」に、「申請者」を「当該受給資格登録者」に改める。

第7条中「受給者は」を「前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資

格登録者（以下「受給者」という。）は」に、「場合」を「とき」に、「の提出」を「を提出する」に改める。

第9条中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、毎年、所得の状況について市長に届け出なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者については、この条例の施行の日から平成34年9月30日までの間、改正後の第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定は、適用しない。